

国民健康保険加入の皆さんへ

市・県民税の申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があり、保険税の算出は、原則として市・県民税の申告を基に行われます。

国保世帯の世帯主（本人自身が国保に加入していない場合も含みます）と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額（一人ひとりにかかる額）と平等割額（世帯ごとにかかる額）が軽減される制度があります。また、高額療養費の負担限度額も申告後の所得区分により算定されますので、次のような方は必ず市・県民税の申告をしてください。



国保での申告が必要な方

①平成21年中に収入の無かった方（平成21年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含みます）

②平成21年中に障害・遺族年金を受給していた方（ただし、他の厚生年金・国民年金などを受給している方は申告不要です）

③平成21年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など

※3月15日(月)までは市内申告会場、それ以降は市民税課窓口または、各総合支所市民生活課の市・県民税担当窓口で、市・県民税の申告をお願いします。

※すでに税務署や市役所、各総合支所で申告を済ませている方は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができませんのでご注意ください。

649) 問 保険年金課（内線249・275）
各総合支所市民生活課

在宅障害者等社会参加促進助成券

（タクシー・自動車燃料費共通助成券）

心身に重度の障害のある方が通院や社会活動に参加するためにタクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や自動車燃料費の一部を助成しています。

対象者

在宅で障害をお持ちの方本人の市民税が非課税で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳「1」～「3級」の方（ただし、3級の方は、肢体不自由者、在宅酸素療法者に限りません）
- ・療育手帳「A」の方
- ・精神障害者保健福祉手帳「1級」の方

助成内容

小型タクシーや寝台車、リフト付きタクシーを利用する場合または指定給油所で燃料を給油する場合に利用できる「在宅障害者等社会参加促進助成券」を交付します。

申請に必要なもの

- ・各種障害者手帳
- ・券を受け取る方の認め印
- ・自動車燃料費として利用する方は車検証
- ・運転者の免許証

受付日程・会場

石巻地区		
4月1日(木)	午前10時～午後7時	石巻文化センター
4月2日(金)	午前10時～午後3時	蛇田公民館
4月5日(月)	午前10時～午後3時	渡波公民館
4月6日(火)	午前10時～正午	稲井公民館
4月6日(火)	午後1時30分～5時	石巻文化センター
石巻地区以外		
4月1日(木)から、各総合支所保健福祉課の窓口で随時受け付けします。		

※都合により、日程などが変更となる場合があります。詳しくは、3月下旬に送付する通知書にて確認してください。

625) 申・問 障害福祉課（内線624）
各総合支所保健福祉課

アルバイト
（臨時職員）
登録希望者募集

市では、事務の臨時職員の登録希望者を募集しています。希望する方は履歴書を郵送または持参ください。

勤務条件

勤務時間
午前8時30分～午後5時
賃金
月額5,600円

（支払いは、1カ月ごとで翌月10日支払い）
任用期間
1カ月～6カ月間の不定期（主に2カ月程度）

※登録制度をとっていますが、臨時職員としての採用を約束するものではありませんのでご了承願います。

※提出された履歴書は、おおむね1年間登録し、必要の都度、市から電話連絡します。

詳細は、お問い合わせください。

申・問 人事課（内線219）

〒986-8501（所在地記入不要）

電源地域の振興を図ることを目的に、企業に対する優遇制度があります

原子力発電施設等 周辺地域企業立地支援給付金

平成21年4月1日以降、市内

に工場、事業所などを新設または増設し、電力会社との新規契約・変更契約などを行った場合、支払った電気料金が対象となります。

ただし、この条件以外でも該当となる場合がありますので、お問い合わせください。

主要要件

- ・新設に伴い、電気の供給が開始していること
- ・増設に伴い、契約電力が継続

して増加していること

・新設または増設に伴い、雇用者（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加すること など

募集時期

4月ごろ

※平成21年10月1日から平成22年3月31日までの電気料金の支払い分が対象となります。

【申・問】 企業立地推進課（内線619）・財団法人電源地域振興セン

ター ☎03-544051811

3

農地を相続などにより取得したときは農業委員会への届出が必要となります

相続などにより、許可を受け

ることなく農地の権利を取得した方の農業委員会への届出制度が創設されました。

届出書は、農業委員会事務局、市民課、各総合支所市民生活課に備えています。

必要事項を記入の上、農業委員会事務局、農林課、各総合支所産業建設課まで届出願います。

【問】 農業委員会事務局 ☎721

2004・農林課、各総合支所産業建設課

飲んだら

乗るな！

バイクや車を運転する時はもちろん、自転車などの軽車両に乗る時でも、いかなる理由があろうとも飲酒運転をしてはいけません。

自分はお酒に強いから大丈夫、と思う人がいるかもしれませんが、低濃度のアルコールであつても運転操作に影響を及ぼします。「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！」という強い意志を持ち、地域から飲酒運転を追放しましょう。

飲酒運転
絶対
ダメ！



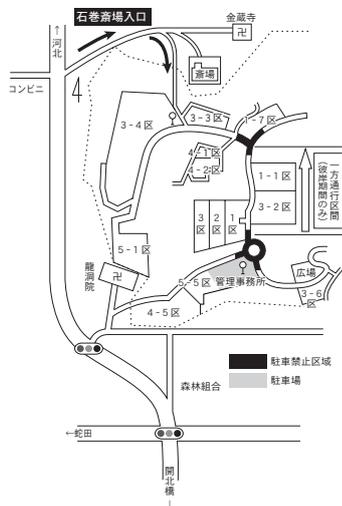
【問】 防災対策課（内線521）・各総合支所総務企画課

もうすぐお彼岸です

お彼岸は、マイカーで墓参される方が多く、霊園内の道路が大変混雑します。駐車禁止区域への駐車は避けて、管理事務所前にある駐車場をご利用ください。なお、駐車禁止区域外の路上は全区域「片側駐車」となります。

斎場側入口もご利用ください。

お彼岸期間中は、石巻霊園入口が大変混み合います。石巻斎場入口側からも石巻霊園に行くことができますのでご利用ください。



供物は持ち帰りましょう

皆さんがせっかく墓前にお供えした供物がクラスなどによって散乱してしまいます。供物は必ずお持ち帰りください。

火災に注意しましょう

例年、線香をたいた火の不始末などにより、霊園内で火災が発生しています。線香をたいた火やたばこの吸殻などの後始末を徹底し、火災に十分注意してください。

霊園行き無料バス

バス運行日 3月18日(木)

※無料バスは、時刻表を確認の上、ご利用ください。

(行き)

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
石巻駅前	6:00	7:40	9:20	11:00	13:30	15:10
中央三丁目	6:05	7:45	9:25	11:05	13:35	15:15
住吉町	6:07	7:47	9:27	11:07	13:37	15:17
マイカーバス石巻営業所	6:08	7:48	9:28	11:08	13:38	15:18
大橋通り	6:09	7:49	9:29	11:09	13:39	15:19
開北橋	6:10	7:50	9:30	11:10	13:40	15:20
霊園口・タリー前	6:15	7:55	9:35	11:15	13:45	15:25
3-4区墓域前	6:25	8:05	9:45	11:25	13:55	15:35

(帰り)

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
3-4区墓域前	7:05	8:45	10:25	12:05	14:35	16:15
霊園口・タリー前	7:15	8:55	10:35	12:15	14:45	16:25
開北橋	7:20	9:00	10:40	12:20	14:50	16:30
大橋通り	7:21	9:01	10:41	12:21	14:51	16:31
マイカーバス石巻営業所	7:22	9:02	10:42	12:22	14:52	16:32
住吉町	7:23	9:03	10:43	12:23	14:53	16:33
中央三丁目	7:25	9:05	10:45	12:25	14:55	16:35
石巻駅前	7:30	9:10	10:50	12:30	15:00	16:40

【問】 環境対策課（内線 507・508）